

随意契約理由書

件名	魚崎ポンプ場 4号スクリーン改修
契約の相手方	株式会社 日立プラントサービス
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>スクリーンとは魚崎ポンプ場に流入した下水から木片や空缶のような異物を除去するための設備である。 魚崎ポンプ場は合流ポンプ場であり、雨水以外に汚水も日常的に流入するため、各設備ともに水に接する部位が腐食しやすい。この中で4号スクリーンにおいては、運用開始から22年経過しており、主要部品の著しい腐食により正常な運転ができない状態にある。本改修は腐食した部品を取替えることで、機能回復を図るものである。</p> <p>本改修を行うにあたり、随意契約の相手方を選定した理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該設備は日立機電工業(株)(現在は(株)日立製作所と合併)が設計・製造したものであり、その改修等に関しては完全子会社である(株)日立プラントサービスに業務移管されている。・本改修では製造者が設計・製造した部品の調達及び、スクリーンとレーキ爪との噛み合わせを含めたスクリーン設備全般の高度な調整を要するため、上記事業者でなければ実施できない。 <p>以上の理由により、(株)日立プラントサービスと随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 水環境係 (電話番号 078-451-0678)